

インド商工省 インド特許規則改正案（2021）を公表

2021年2月15日
JETRO ニューデリー

2021年2月9日、インド商工省産業・国内取引促進局(DPIIT)は、特許規則改正案(2021)¹を公表し、本改正案に関するパブリックコメントの募集を開始した。

本改正案には、以下の内容が含まれる。

- ・用語の定義を定めた規則 2 について、「適格教育機関(eligible educational institution)」を追加し、その定義を「中央、地方又は州の法律により設立された機関であって、政府が所有し又は管理し、かつ、政府が全面的又は実質的に資金を供与するものをいう。」と定める。
- ・手数料の金額や申請の手続き等を定めた規則 7 について、「個人、スタートアップ企業、小規模事業体、または適格教育機関によって処理された申請が～」のように、適用される対象を改める。
- ・早期審査の要件を定めた規則 24C について、従来スタートアップ企業等に認められていた早期審査の対象に「適格教育機関」を追加するよう改める。
- ・早期審査の申請に利用する様式 18A や手数料に関する提出書類である様式 28 に「申請人が『適格教育機関』であるか否か」等の記載欄を追加する。

その他詳細な内容は、注釈 1 のリンク先原文を参照されたい。また、パブリックコメントはインド商工省宛てに E メールで送ることができる。

以上

¹ <http://www.ipindia.gov.in/newsdetail.htm?719>